

会議結果報告書

会議の名称	平成 27 年度第 3 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 27 年 12 月 22 日（火）14：00～16：00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 7 名/7 名中	菊地秀一、齋藤寛子、品川ひろみ、前田元照、松本直子、三井有希子、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	なし

議事	概要
1. 報告事項	【事務局の説明内容】 ○配布資料はなし ＜ピッコロ子ども倶楽部円山園の整備遅延について＞ ・賃貸物件を活用して新設する保育所で、平成 28 年 4 月 1 日の開園を予定していたが、建築基準法上の手続きに期間を要することから、開園日を 7 月 1 日に変更するというもの。 ・遅延の原因は、物件のオーナーが建築当時の図面等を紛失していたため、現況を基に当時の図面を復元する作業が必要となったことによるもの。 ・この園に入園を希望していた保護者に対しては、個別に事情を説明のうえ、他の園を案内しており、混乱等は生じていない。 ＜あかつき篠路保育園の整備遅延について＞ ・老朽化した園舎の建替えし、併せて定員増を行う計画であり、平成 28 年 4 月から新園舎を使用できるよう工事を進めていたが、今年 10 月頃、横浜市のマンションを発端とした杭工事の改ざん事件を契機に、全国的に杭工事を慎重に行う風潮になり、杭工事業者の施工ペースが遅くなった結果、工期が 2 か月ほど遅れている状況である。 ・現在のところ、新園舎の供用開始は 6 月頃の見込みとなっているが、この間は敷地内に建設した仮設園舎で引き続き保育を行う予定である。 【委員からの質問と事務局の回答】 なし。
2. 利用定員の設定について	【事務局の説明内容】 ○資料 1 に基づき説明 ・利用定員を新たに設定する施設は、保育所が 5 園、小規模保育事業 A 型が 19 園、事業所内保育事業が 1 園である。 ・資料 1－2 は、①から⑧までの欄に供給確保の方法が示されており、平成 27 年度中に、その方法ごとに、どの程度の量が確保されたのかを示している。 ・①から⑧までの内訳は、これまでの部会でご承認いただいた計画に加え、今回の審議案件分、その他に既存施設・事業所から現在までに届出等が

	あった利用定員の変更による供給量の増減値を記載している。 ・これについて、平成 28 年 4 月 1 日の供給計画値、計画の目標年次である平成 30 年 4 月 1 日のニーズ量に対して、それぞれどのくらい差があるのかというのが、需給状況となり、網掛部分が計画やニーズ量に足りていない部分を表している。 ・保育を必要とする子どもに対する供給量は、白石区、豊平区以外の区においては、平成 28 年 4 月 1 日の供給計画値に届いていないことがわかり、今回の利用定員の設定について、計画の範囲内であり、需給計画上の観点から妥当なものと判断している。 ・豊平区においては、小規模保育事業の新規開設分を含まなくとも、既に平成 28 年 4 月 1 日の供給計画値に届いているため、今回の新規開設分について利用定員を設定する必要がないように見えるが、同時点のニーズ量と比べると、1・2 歳部分が不足しているため、これを認めるもの。 【委員からの質問と事務局の回答】 ○【委員質問】供給計画におけるニーズ量は推計値であると思うが、実際の保育所などの利用申込状況と比べてどうなっているのか。 【事務局回答】ニーズ量は潜在的なものも含んだ数値となっている。現時点では、ニーズ量を超えた利用申込はない。また、施設等の整備については、待機児童数の状況なども踏まえ、柔軟に対応していく。 ○【委員質問】保育所などの作り過ぎにより、今後、施設が余剰となってしまうか心配されている。 【事務局回答】例えば、東区ではいわゆる国定義の待機児童数はゼロであるが、特定待機児童は存在しており、これも解消することとしている。供給計画については、ニーズ量の再推計が必要な場合などは中間時点での見直しも予定している。 【審議結果】 各施設等の利用定員の設定について、部会出席委員全員が承認した。
3. 小規模保育事業の新設に係る整備計画及び認可について (審議内容非公開)	小規模保育事業 A 型の整備費補助事業及び自主整備事業における事業者からの整備計画に対する札幌市の予備審査結果については、整備計画通りに進捗することを札幌市において確認すること、また、職員定数について認可基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であることを部会出席委員全員が承認した。
4. 認可外保育施設の保育所等への移行に係る整備計画及び認可について (審議内容非公開)	認可外保育施設からの保育所等への移行に係る整備計画に対する札幌市の予備審査結果については、整備計画通りに進捗することを札幌市において確認すること、また、職員定数について認可基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで適正であることを部会出席委員全員が承認した。

5. 保育所の個別審査基準の改正について	【事務局の説明内容】 ○資料4－1及び4－2に基づき説明 ・修正の経緯について、前回の部会にて幼保連携型認定こども園の個別審査基準について、児童の安全面や保育の質などソフト面に着目した審査項目を追加したところ。この考え方は保育所についても同様であることから、改正するもの。 ・主な変更内容は、「4 計画施設の基本プラン」にソフト面の審査項目を追加することから、配点を20点から30点に増やすとともに、「7 設置主体の事業実績」と「8 役員構成」の点数をそれぞれ5点ずつ引き下げる。 ・追加する審査項目の具体的な内容は、施設長の資格要件に2点、虐待対策などを含む運営計画に4点、自己評価に2点、職員処遇に1点を配点 ・幼保連携型認定こども園の場合は、「努力義務の職員配置」として、副園長や養護教諭などを置く場合に加点する内容としていたが、保育所の場合はこのような定めがないため、職員の勤務環境向上の観点から職員休憩室などが設けられている場合に加点したいと考えている。 ・審査項目の1番と2番では、幼保連携型認定こども園の個別審査基準に合わせ定員設定や周辺施設の状況に応じた配点内訳を修正している。 ・審査項目4番では、配点内訳欄の⑥に「保育室が2階以下」の場合に加点する項目を設けている。これは、変更前の審査基準では、1階だけで保育する場合のみ加点することとしており、それ以外の場合は2階でも3階でも同点となっていたことから、2階の場合にも加点することで、3階以上に保育室を置くことを抑制したいとの考えによるもの。 ・また、⑬では保護者の通勤利便性を考慮し、駅周辺に設置する場合に加点することとしている。 ・審査項目5番は、新制度に対応した文言修正のみ。 ・審査項目の7番は、保育所の場合は、法人形態に関わらず参入できる制度となっていることから、社会福祉法人与学校法人の場合は加点するよう改正したいと考えたもの。 【委員からの質問と事務局の回答】 なし。 【審議結果】 保育所に係る個別審査基準については、事務局提案どおりで部会出席委員全員が承認した。
6. 幼稚園型認定こども園の個別審査基準案について	【事務局の説明内容】 ○資料5－1及び5－2に基づき説明 ・これまで幼稚園型認定こども園の事業者募集は行っていないことから、今回初めて個別審査基準を作成するもの。

- ・幼稚園型認定こども園は、北海道が認定権限を有しており、北海道が定めた条例に基づき認定されるものである。このため、審査基準は既存の幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行に伴って施設整備が発生する場合、札幌市の募集枠以上の申し込みがあった際、どの事業者に対して補助を行うか、を判断するものとなる。
- ・基準の作成にあたっては、既にある幼保連携型認定こども園の個別審査基準をベースに、一部を修正することとしている。
- ・資料５－１の表の中で網掛けしている部分が幼保連携型認定こども園の個別審査基準と異なる点となるので、この部分を中心に説明する。
- ・「３ 設備」の③と④、「４ 運営」の③と④を削除しているが、幼稚園型認定こども園については、学校教育法にもとづき認可された幼稚園からの移行が想定されており、幼稚園としての基準を満たしていることがベースになっているため、これらの項目については、道の条例に特段の定めがないことによるためである。
- ・また、「６ 設置主体の事業実績」の②も削除しているが、既存幼稚園からの移行を想定しているため、新規法人での運営は考えていないためである。
- ・一方、追加している項目は、「３ 設備」の「③ 調理設備の設置」で、幼稚園型認定こども園の場合は、道の条例に基づいて３歳以上の子どもは外部搬入の給食が認められているが、原則的には自園調理とされているところである。しかしながら、幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行する場合、施設整備の面で課題となるのは、自園調理のための調理室の整備である。札幌市としては、調理室の整備費用は札幌市の補助対象となることや、２号認定の児童が通園することを踏まえ可能な限り自園調理をしていただきたいと考えており、今回、この項目を追加した。

【委員からの質問と事務局の回答】

なし。

【審議結果】

幼稚園型認定こども園に係る個別審査基準については、事務局提案どおりで部会出席委員全員が承認した。